

## 【資料# 1 - 1】

# 公益財団法人 全日本ボウリング協会 服 装 規 則

### (目 的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）の主催、公認、共催する競技会、選手権大会に参加する競技者の服装規則は、次のとおりとする。

### (競技者の服装)

第2条 競技者の服装については、本協会競技規程第137条を厳守し、特に規定されない限り、次の各号のとおりとする。

- (1) 上半身に着用する衣服（以下「ユニフォーム」という。）は、スポーツに適したものとし、襟・袖のついたものとする。
- (2) チーム戦において、競技者は、チーム全員同一ユニフォームを着用すること。ただし、男女混合のチーム戦では、同一デザインで男女の色違いは同一ユニフォームとみなす。なお、全日本学生ボウリング連合（以下「学生連合」という。）会員は、別表記載の一部大会において異なるユニフォームの着用を認める。
- (3) 下半身に着用する衣服は、スポーツに適したものとし、スラックス、スカートまたは運動用ショートパンツとする。

### (服装の種類及び表示義務)

第3条 競技者が着用するユニフォームの種類及び氏名等の表示は、次の各号のとおりとする。

- (1) 連盟（学生連合の場合、所属連合）制定のユニフォームは、所属連盟の都道府県名（学生連合の場合、所属連合名）、氏名を明記すること。
- (2) 前号以外のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、氏名を明記すること。
- (3) 本協会が認定する以下の指定ユニフォームは、氏名を明記すること。別表記載の大会（国民体育大会を除く）では、個人戦（選手権者決定戦、マスターズ戦を含む）のみ着用を認めることとし、着用期間等については強化委員会の定めるところによる。
  - イ 全日本ナショナルチームメンバー及び全日本ユースナショナルチームメンバー
  - ロ ジュニアジャパン強化選手
  - ハ シニアジャパンメンバー
- 2 本協会主催並びに共催の競技会でのユニフォームは、別表記載項目を遵守すること。
- 3 各連盟及び各地区連合の競技会でのユニフォームは、それぞれの規定に従い、必要項目を明示すること。
- 4 同条第1項、第2項、第3項に定める表示は、表示の位置、大きさ、字体を問わないが、一般的に識別可能な表示とすること。
- 5 本協会ワッペンは、ユニフォームの左胸につけること。
- 6 本協会会員と公益社団法人日本プロボウリング協会（以下「JPBA」という。）会員の両資格を有する競技者は、前項に定めるワッペンの正面向かって右側（横並び）にJPBAワッペンをつけること。

### (デザイン・表示)

第4条 競技者が着用するユニフォームのデザイン・表示については、次の各号のとおりとする。

## 【資料# 1 – 1】

- (1) 前条第6項に定めるワッペンをユニフォームに表示するとき、そのワッペンはユニフォームのデザインとみなさない。
- (2) 所属連盟（学生連合の場合、所属連合）または個人の契約に基づく商業上の識別表示（スポンサーや勤務先の名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示）をユニフォームに表示するとき、ワッペンによる貼付はユニフォームのデザインとみなさない。ただし、あらかじめユニフォームに表示（プリント、刺繡等）されたものはデザインとみなす。
- (3) 第3者の権利を侵害するデザインや表示、その他公序良俗に反するものは禁止とする。

(手続き)

- 第5条 ユニフォームを新たに作成し、競技会で着用するための手続きは、次の各号のとおりとする。
- (1) 第3条第1項第1号ユニフォームを作成するには、別に定める様式により、着用開始1ヶ月前までに本協会へ事前に登録申請を行うこと。
  - (2) 第3条第1項第2号ユニフォームについては、連盟（学生連合の場合、所属連合）の定めるところによる。

(違反等)

- 第6条 本規則違反に対し本協会または所属連盟（学生連合の場合、所属連合）より是正の勧告がある場合、競技者は速やかにその指示に従うこと。
- 2 競技中、本規則違反に対し大会役員、競技役員より是正の勧告がある場合、競技者は速やかにその指示に従うこと。

(その他)

- 第7条 本規則に定める事項以外については、総務委員会及び競技委員会の協議において決定する。

(規則の改廃)

- 第8条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て改廃することができる。

(附 則)

- 本規則は、2021年（令和3年）7月1日より施行する。

【別 表】

## 改定

大 会 名	備 考
全日本選手権大会	学生連合会員は各学校のユニフォームでも良い
全日本選抜選手権大会	商業上の識別表示は製造メーカーのみ認める
全国都道府県対抗選手権大会	
全日本高校選手権大会	ユニフォームに学校名を明記すること
全日本中学選手権大会	ユニフォームに学校名を明記すること
全日本小学生競技大会	[注1] を参照のこと
全国高等学校対抗選手権大会	ユニフォームに学校名を明記すること
全日本シニア選手権大会	
全日本クラブ対抗選手権大会	ユニフォームにクラブ名を明記すること
全日本新人選手権大会	
全日本実業団選手権大会	ユニフォームに実業団名を明記すること
全日本実業団産業別選手権大会	ユニフォームに実業団名を明記すること
全日本実業団都市対抗選手権大会	ユニフォームに実業団名、都市名を明記すること
全日本大学選手権大会	ユニフォームに大学名を明記すること
全日本大学個人選手権大会	ユニフォームに大学名を明記すること
全日本年齢別選手権大会	
オールジャパンレディストーナメント	
東日本選手権大会 西日本選手権大会	学生連合会員は各学校のユニフォームでも良い
東日本シニア選手権大会 西日本シニア選手権大会	
国民体育大会ボウリング競技会	商業上の識別表示は製造メーカーのみ認める [注2]
日本スポーツマスターズ ボウリング競技会	商業上の識別表示は製造メーカーのみ認める

[注1] 全日本小学生競技大会では、連盟または個人のユニフォームがない選手は、襟・袖のあるスポートイな服装でも参加可能とする。ただし、都道府県名と氏名を明記し、本協会会員の競技者は、本協会ワッペンを左胸につけること。

[注2] 国民体育大会では、本規則の他、公益財団法人日本スポーツ協会制定の国民体育大会ユニフォーム規程が適用される。

# 服装規則の改定について

## (競技者の服装) 第 2 条



(1)上半身に着用する衣服(以下「ユニフォーム」という。)は、スポーツに適したものとし、襟・袖のついたものとする。

### 【解釈】

左図の赤色部分が必要です。スタンドカラー(折り曲げずに着るタイプの襟)はOKです。

## (服装の種類及び表示義務) 第 3 条



(1)連盟(学生連合の場合、所属連合)制定のユニフォームは、所属連盟の都道府県名(学生連合の場合、所属連合名)、氏名を明記すること。

(2)前号以外のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、氏名を明記すること。

3 各連盟及び各地区連合の競技会でのユニフォームは、それぞれの規定に従い、必要項目を明示すること。

4 同条第1項、第2項、第3項に定める表示は、表示の位置、大きさ、字体を問わないと、一般的に識別可能な表示とすること。

### 【解釈】

都道府県(学生連合)名、氏名は英字表記・漢字・かな表記を問い合わせません。

筆記体(くずした書体)の場合は判読できることが必須です。



5 本協会ワッペンは、ユニフォームの左胸につけること。

※左図のとおり

# 服装規則の改定について



6 本協会会員と公益社団法人日本プロボウリング協会（以下「JPBA」という。）会員の両資格を有する競技者は、前項に定めるワッペンの正面向かって右側（横並び）に JPBA ワッペンをつけること。

※左図のとおり

※各地区ブロック大会及び本国体でも JPBA ワッペンの着用が可能です。

## (デザイン・表示) 第4条



デザインと見なさない貼付方法の例

- ・両面テープ
- ・安全ピン
- ・ピンバッジ

(1)所属連盟（学生連合の場合、所属連合）または個人の契約に基づく商業上の識別表示（スポンサーヤ勤務先の名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示）をユニフォームに表示するとき、ワッペンによる貼付はユニフォームのデザインとみなさない。ただし、あらかじめユニフォームに表示（プリント、刺繡等）されたものはデザインとみなす。

### 【解釈】

隨時着脱できる形式で貼り付けられているものをワッペンとします。別布による表示であっても、ユニフォームに縫い付けるなど一体化している場合はデザインとみなします。

## 商業上の識別表示について

従来の服装規則には「商業上の識別表示については製造メーカーの物に限られ、1品目1箇所しか表示してはならず、その大きさは12平方センチメートル以内とする。シューズについては6平方センチメートル以内とする。」という規定がありましたが、新しい服装規則では商業上の識別表示に関する規制を緩和いたしました。

商業上の識別表示に関する規定は、一部大会を除いてなくなりましたが、競技規則第137条における「過度の商業宣伝マーク」は引き続き禁止となっています。スポンサーのロゴマークや勤務先名の表示は可能ですが、下記のような商業宣伝は禁止です。

### 過度な商業宣伝マーク一例

『(商品名) を●●●●円で販売中！ 詳細は(電話番号・URL)まで！』

# 服装規則の改定について

## 特定の選手に関する事項

各条文内に、学生連合会員、全日本ナショナルチーム・ユースナショナルチームメンバー、ジュニアジャパンメンバー、シニアジャパンメンバーに関する記載があります。該当する選手は予めご確認ください。

## 服装規則別表について

従来の別表は、当協会主催大会ごとに着用可能なユニフォームのカテゴリーを示していましたが、新しい服装規則及び別表では、ユニフォームのカテゴリーをなくし、主催大会ごとに必要項目を明示すれば良い形に変更しています。

連盟制定ユニフォーム以外はその他のユニフォーム（第3条第1項第2号）とし、チーム戦では、ユニフォームが統一（一部例外あり）され、必要項目が明示されていれば問題ありません。無論、これまで着用していたユニフォームは引き続き着用が可能ですし、各加盟団体内で支部やクラブユニフォームを作成・着用いただくことは可能です。

## 選手権競技会規程第418条について

条文内に「本協会の承認を受けたユニフォームを着用すること」とありますが、服装規則に合わせて、次回理事会で改定を行う予定です。

そのため、新しい服装規則の施行日以降、当協会の承認を受けていないユニフォーム（第3条第1項第2号ユニフォーム）であっても、選手権競技会で着用を認めることいたします。